社会福祉法人又は更生保護法人が社会福祉事業等の用に供する自動車に係る自動車税種別割の課税免除のしおり

岡 山 県

岡山県では、社会福祉法人及び更生保護法人が所有する自動車で、社会福祉事業等の用に供するものについては、申告により自動車税種別割を課税免除することとしています。

１　課税免除の対象となる自動車

第１種・第２種社会福祉事業を行う社会福祉法人又は更生保護事業を行う更正保護法人が所有する自動車で、専ら当該事業の用に供する自動車であること。

※　自家用・営業用のどちらでも対象となります。

※　自動車検査証等の所有者・使用者の各欄が社会福祉法人等の名称である自動車に限ります。リース車両は対象外です。ただし、所有権留保付売買（使用者欄が納税義務者の場合）による自動車で、使用者欄が社会福祉法人等の名称である場合は対象となります。

※　**社会福祉法人等の役員の移動や内部事務のための職員の移動、保育所における乳幼児の送迎、社会福祉法人等が行う公益事業又は収益事業の用に供する自動車は対象外です。**

２　必要書類

（１）自動車税種別割課税免除申告書

（２）定款（写）

（３）車検証の記録事項がわかるもの（令和４年 12 月までに交付された自動車検査証（写）又は令和５年１月以降に交付された自動車検査証の自動車検査証記録事項）**（自動車の登録と同時に申告する場合は持参不要）**

※　自動車の登録に必要な書類については、中国運輸局岡山運輸支局（岡山市北区富吉 5301-5 TEL:050-5540-2072）へお尋ねください。

３　注意事項

（１）課税免除となった月の翌月から自動車税種別割の免除を受けることができます。なお、**登録の日から１５日以内に課税免除の申告がなされた場合は、登録日に申告があったものとみなします。**

（２）課税免除対象自動車について、**１台ごとに自動車運転日誌を設けてください。**保存期間は３年です。既存の自動車運転簿等があり、県が定める自動車運転日誌と同様の内容が記載されていれば、当該自動車運転日誌に転載は不要です。「別紙のとおり」とし、自動車運転簿等の保存をお願いします。

（３）課税免除対象自動車の用途等、**課税免除申告事項に変更があった場合は、「自動車税種別割課税免除申告事項変更届」により届け出てください。**

（４）課税免除対象自動車の使用状況、**課税免除に該当する事由が継続していることの確認のため、適宜調査を実施します**ので、ご協力をお願いします。

（５）申告事項に変更が生じた等の理由で課税免除に該当しなくなった場合は、課税免除を取り消し、その翌月分から月割で課税します。

（６）課税免除対象自動車を手放す場合（他人へ譲渡等）や使用しない場合（故障、車検切れ放置等）には、直ちに運輸支局で名義変更又は抹消登録等をしてください。

４　提出先窓口

（１）自動車の登録後に申告をする場合

管轄する地域（課税住所地）	窓口となる県民局担当課
岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	備前県民局税務部課税課　自動車課税班 〒700-8604　岡山市北区弓之町６－１ （岡山県中小企業会館１Ｆ） ☎ 086(233)9844　　FAX 086(224)2859
倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	備中県民局税務部課税課　自動車課税班 〒710-8530　倉敷市羽島１０８３ ☎ 086(434)7071　　FAX 086(427)5344
津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	美作県民局税務部課税課　事業課税班 〒708-8506　津山市山下５３ ☎ 0868(23)1272　　FAX 0868(24)3445

（２）自動車の登録と同時に申告をする場合

備前県民局税務部課税課　自動車審査班 〒701-1133　岡山市北区富吉５３０１－８（岡山県自動車会館 23 番窓口） ☎ 086(286)8770　　FAX 086(286)8777

※各県民局の地域事務所では課税免除申告を受け付けていませんので、ご了承ください。